

月 日	会 場	時 間	対 象 地 区
6月4日 (火)	元木生活改善センター	10:00 ～ 11:30	元木
	小屋瀬農村センター	13:30 ～ 15:00	小屋瀬
	ゆきわり荘	10:30 ～ 11:30	吉ヶ沢
	土谷川生活改善センター	13:30 ～ 14:30	土谷川
6月5日 (水)	小田林業研修センター	10:00 ～ 11:30	小田・垂柳
	星野生活改善センター	13:30 ～ 15:00	星野・馬場
	冬部生活改善センター	10:00 ～ 11:30	下冬部・田屋・根地戸・市部内 境の沢・名前端・毛頭沢
	田野構造改善センター	13:30 ～ 15:00	前里・田部馬淵・正路・寺畑・触沢 上田野
6月6日 (木)	橋場生活改善センター	10:00 ～ 11:30	大沢・橋場・野中
	江刈農村センター	13:30 ～ 15:00	泉田・小苗代・中村・寺田
	遠矢場林業研修センター	10:00 ～ 11:30	江刈馬淵・遠矢場・車門
	五日市生活改善センター	13:30 ～ 15:00	山岸・五日市・栗山
6月7日 (金)	葛巻町総合センター	10:00 ～ 12:00	田代・平船・田子・城内小路・下町 新町
		13:30 ～ 17:00	浦子内・茶屋場・四日市・江刈川 ※上記日程に来られない方

※上記日程でご都合のつかない人は、申請期限までに役場農林環境エネルギー課へお越しください。

昨年年度までの「農業者戸別所得補償制度」は、今年度から「経営所得安定対策」に改称され、ほぼ同内容で継続実施されることになりました。

経営所得安定対策の交付申請受付のため、左記のとおり各地区を訪問しますので、最寄りの会場にお越しください。お越しの際は、郵送した書類一式と印鑑、通帳をお持ちください。

農家の皆さん 経営所得安定対策 交付申請の受付を行います

- ▶申請期限 7月1日(月)
- ▶問合せ先
町農業再生協議会
(役場農林環境エネルギー課)
☎66-2111 内線145・146



町内の100歳以上は5人に！
全員が女性
最高齢は103歳



橋本サヨさん(元町)は5月17日、めでたく満100歳の誕生日を迎えました。鈴木重男町長は、橋本さんが入所している高砂荘へお祝いに駆けつけ「いつまでもお元気で、長生きしてください」とお祝い金や花束などを手渡し、「ありがとうございます」と笑顔でこたえました。

大正2年生まれで、子ども3人、孫9人、ひ孫7人に恵まれたサヨさん。「好き嫌いなく何でも食べることが長生きの秘訣です」と親族とともに喜びました。

ふるさとづくり 基金

寄付でまちづくりを応援してください！

ご寄付ありがとうございます
7年間で754万5千円に

- 町の約9割を占める山林
- この豊かな森林を眠らせておくのは「もったいない」
- 森林を守り育てていくことと新エネルギーの導入を進めて「くずまき」らしい持続可能な循環型林業を構築できないだろうか。
- このような発想から町は平成17年度にふるさとづくり基金を創設。全国から寄付金を募集し、平成24年度で合計金額は745万5千円に達しました。
- 皆さんからいただいた寄付は、伐採した山林への再造林や公共施設へのペレットストーブの設置などに活用されています。
- 自立の町を目指す「くずまき」を応援して下さる全国の皆さんと町民の皆さん、ふるさとづくり基金へのご協力をお願いします。
- 寄付の方法は、町のホームページをご覧ください。役場総務企画課 ☎66-2111 内線220へお問い合わせください。

24年度は110万円を有効活用

24年度は、寄付をいただいた財源の中から110万円を取り崩して、次の事業を行いました。

- ▶森林の保全と資源循環に関する事業
伐採跡地9.68haに再造林を行いました。



町への応援 ありがとうございます

葛巻育英奨学会に 今野國夫さん 100万円寄付

今野國夫さん(茶屋場・75歳)は、葛巻育英奨学会に100万円を寄付されました。町は社会に貢献できる人材の育成のため有効に活用させていただきます。

今野さんは「今年で当町にお世話になって60年の節目に当たります。当町のお役に立ちたい」と多額の寄付をされました。ありがとうございます。

提出お忘れなく！

児童手当の現況届

児童手当や特例給付を受給している人は、毎年6月中に現況届を提出しなければなりません。用紙は6月上旬に郵送しますので、必要事項を記入のうえ期限までに提出してください。現況届の提出がない場合、継続受給の審査ができないため、6月分以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

【提出先】役場住民会計課3番窓口
【提出期限】6月28日(金) 郵送可
【手続きに必要なもの】①現況届 ②受給者の健康保険被保険者証(国民年金加入者は不要) ③印鑑 ④平成25年度児童手当所得証明書(平成25年1月1日に町外に住居登録していた人。配偶者の扶養を確認できる場合は、受給者本人のみ必要)
※児童と別居している場合など、このほかに必要な書類があります。
☎役場住民会計課 ☎66-2111 内線123

鶏などの家きんを飼養している人は 「定期報告書」

鶏などの家きんを飼養している人は、毎年、飼養状況を県知事に報告しなければなりません。

【家きんの種類】鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
【提出先】役場、農協、家畜保健衛生所
【提出期限】6月15日
【報告書】定期報告書様式は役場、農協、家畜保健衛生所に用意してあります。飼養100羽未満の人は、3月に家畜保健衛生所から送付された往復はがきを利用しての報告でも構いません。なお、愛玩で家きんを飼っている人も報告の義務があります。報告様式をお持ちでない人は、役場または家畜保健衛生所(☎019-688-4111)へご連絡ください。
☎役場農林環境エネルギー課 ☎66-2111 内線145